

議案第106号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は対象者である養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は対象者である養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の年分の所得について適用し、平成29年以前の年分の所得については、なお従前の例による。